

件名【ABC 消費者情報 Vol. 25】

■お金の借入れのルールが変わりました！

近年問題となっている多重債務問題を解決するため、法律（貸金業法）が改正され、借入れのルールが変わりました。

■貸金業法とは？

貸金業法は、消費者金融やクレジットカード会社などの貸金業者や、貸金業者からの借入れについて定めている法律です。

なお、銀行や信用金庫などは融資を行っていますが、この法律の対象ではありません。

■主な改正点

○貸金業者からの借入残高が年収の3分の1を超える場合、新規の借入ができなくなりました。

○上限金利が29.2%から借入金額に応じて15%～20%に下がりました。

○借り入れの際に、基本的に「年収を証明する書類」が必要となりました。

○専業主婦（夫）が借り入れる場合は、配偶者の「同意」と「年収を証明する書類」が必要となりました。

■借入れに困ったときは

○借入れができなくなったとしても、ヤミ金やクレジットカードの現金化などは絶対に利用してはいけません。

○借金問題には必ず解決法があります。困ったときは、消費生活センターや専門の相談窓口にご相談ください。

■改正内容の詳細は金融庁HP（パソコン版サイト）をご覧ください。

金融庁 <http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/index.html>

■借金問題の相談窓口

鹿児島市消費生活センター 099-252-1919

鹿児島県弁護士会 099-226-3765

鹿児島県司法書士会 099-256-0335

鹿児島財務事務所 099-227-5279

法テラス鹿児島 0570-078-374

鹿児島くすのきの会 099-226-1725

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611